# Beyond

ASAHI Research Institute

2026. 7

vol.67


福島第一原発の事故から考える「反省と教訓」

あさひ総研

有税で落とす、無税で落とす

企業グループ間取引の書類保存

取引先も納得しやすい価格転嫁の計算式

令和 8 年度介護報酬改定

Focus

医療法人さとう花の森呼吸器内科クリニック

News

あさひ通信

第 251 回　ウズベキスタン

INFORMATION

# Beyond

2026. 7 vol.67

Monthly essay

CONTENTS


福島第一原発の事故から考える「反省と教訓」

あさひ総研

01 ・税務
有税で落とす、無税で落とす

02 ・税制
企業グループ間取引の書類保存

03 ・経営
取引先も納得しやすい価格転嫁の計算式

04 ・社会福祉法人
令和 8 年度介護報酬改定

Focus　医療法人さとう花の森呼吸器内科クリニック

News

あさひ通信　第 251 回　ウズベキスタン

INFORMATION


[ Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX 化、人口構造の激変、AI やロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

## 福島第一原発の事故から考える「反省と教訓」


統括代表社員　田牧　大祐


東日本大震災と福島第一原発の事故からはや 15 年が経過し、ニュースで取り上げられる機会も減っていると感じる。以前、福島第一原発近くの自治体へ公会計業務で訪問したことがあり、復興状況、人口動態が気になっている。そうした折、加盟している一般社団法人地方公会計研究センターが主催する「福島第一原発近隣団体、原発関連施設の視察研修」に参加する機会を得た。

かつて道路沿いに積み上げられていた黒いフレコンバッグは、すでに撤去されていた。約 1,600 ヘクタールの面積をもつ中間貯蔵施設※1 へ汚染土等が集約されたという。道路の封鎖状況も、以前と比べ減少し、走れる道路も増えているように感じた。

東京電力廃炉資料館※2 では、廃炉に向けたデブリ※3 の撤去の進捗状況が展示されている。推定されるデブリ 880 トンに対して、これまで回収できた量は 2 回の作業でわずか 0.9 グラムであり、廃炉作業の難しさが感じられる。展示物には小さなウラン燃料ペレットの現物サイズのレプリカがあり、小さなペレットが生み出すエネルギーと、事故後の廃炉作業の難しさのアンバランスが不思議に感じられた。

東京電力廃炉資料館の案内を頂く中、福島第一原発の水素爆発事故後すぐ、東北の原発で働くエンジニアの友人に聞いた話が思い出された。「あそこは古くて非常電源が地下にあるから、それが原因だと思う。」という話であった。しばらくして、津波による浸水により地下の非常電源が機能せず、電源喪失となったことを報道で知り、非常電源が地下にある話は関係者の中ではよく知られた事実であったのであろうと理解した。原発では非常電源は屋上や建物上層階に設置されているが、福島第一原発では非常電源がなぜ地下にあったのかという疑問は、廃炉資料館での案内の方の説明を通じ理解できた。福島第一原発は古い原発で、アメリカのスリーマイル島の原発を参考に作られた。川沿いにあるスリーマイル島原発では、高潮や津波の影響はなく、むしろ台風の影響により屋上に非常電源は設置しないという設計をそのまま福島に持ってきたというのである。展示パネルの「反省と教訓」にも記載されていた。「天災として片づけてはならず、人智を尽くした事前の備えによって防ぐべき事故を防げなかった」とあり、その中に、「設計段階において対外事象（地震と津波）を起因とする共通原因故障への配慮が足りなかったことが原因」と明示されていた。

反省があっての教訓は、「トラブルを真摯に反省し、原因から教訓を得る」という会社経営にもつながる普遍的な示唆を感じた。

復興に向けた 15 年が経過した今も、東京電力廃炉資料館では地域住民の方々へのお詫びと反省の言葉があふれている。反省から教訓、廃炉という困難なプロジェクトも、世界に 400 基あるという原発の安全な運転や万一の事故対策にもつながるものと感じる機会となった。

※1　汚染土等を 2045 年 3 月までに福島県外で最終処分を完了するための一時的な保管施設。

※2　福島第一原発事故の事実や教訓、現在進められている廃炉作業の状況を伝えるために、東京電力が運営している施設。2018 年 11 月に開館。

※3　原子炉の核燃料と金属や構造物が混ざりあった硬い物質。フランス語の破片、がれきを意味する言葉。

# 有税で落とす、無税で落とす

法人会計では、「有税で落とす」、「無税で落とす」という言葉を使うことがあります。例えば、回収できない売掛債権を帳簿から減損（償却）する際に、その減損が法人税上の損金に算入されるかどうかで、有税償却なのか無税償却なのかが決まります。

●法人税の損金になる⇒無税償却

●法人税の損金にならない⇒有税償却

従って、会計上は減損するけれども、法人税の損金にならない場合は、「有税で落とす」ということになります。

無税償却の語源は、損金になるので「税」を「無くす」から無税償却であると思われます。ただ法人税の損金になる意でありながら、無という表現を使っているので、個人的に紛らわしい言葉と思っております。

会計上の処理と税務上の処理を一致させて決算書を作成している場合は、有税償却か無税償却かは重要でないのですが、決算書の特に貸借対照表の健全性を考える場合に有税償却（損金にならない）であったとしても、減損（償却）することを検討する場面があります。

＜売掛金の貸倒＞

売掛金は法人税務上、例えば法人税基本通達 9-6-1 に記載されたケースで貸倒が認められます。しかしながら、この要件を厳密には満たさないのですが、回収できない見込みとなる売掛債権もあります。このような場合は有税償却を検討します。つまり決算書上では貸倒損失を計上するのですが、申告書でその貸倒を否認することで損金とせず、上記通達で認められる状況になれば、申告書でその貸倒を認容するのです。有税償却をすると、法人税申告書の別表５に否認した貸倒損失が留保されます。

＜有価証券の減損＞

例えば上場株式等を保有している場合、

○　会計基準では、時価が著しく下落したとき、回復する見込みがあると認められる場合を除いて、減損処理します。

○　法人税では、時価が著しく下落し、近い将来にその価額の回復が見込まれない場合、その評価損が損金として認められます。

このように下線部の細かな表現が違っており、法人税の方が損金計上の要件が厳しくなっています。法人税務では積極的に価格の回復が見込まれないことの検証が求められます。つまり回復するかどうか分からない状況でも会計基準では減損しますが、税務上は損金にならない可能性があります。そのため、会計上では減損するものの法人税務上では損金にならない場合は、有税で落とすということになります。

山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士　広川　諭

2010 年新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017 年税理士法人あさひ会計に入所後はM＆A支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。





# 企業グループ間取引の書類保存

令和 8 年度税制改正法で新たに「関連者間取引に係る書類の整理保存の特例（以下、本特例。）」が創設されました。本特例では、親会社などの関連者からの役務の提供等（以下、関連者間取引）※に係る契約書等に対価の額の明細などの記載がない場合には、これを明らかにする書類（以下、特定事項記載書類）の取得等・保存が必要になります。本特例は、関連者間取引で役務の提供等を受けたすべての内国法人が対象で、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に行う取引について適用されます。

本特例のポイントは 2 つあります。1 つ目のポイントは、関連者の範囲です。関連者とは、2 つの法人のいずれか一方の法人がもう一方の法人の発行済株式の総数の 50%以上の数の株式を直接又は間接に保有する関係（図１①）や、2 つの法人が同一の者によってそれぞれその発行済株式の 50%以上の数の株式を直接または間接に保有される場合におけるその 2 つの法人の関係（図１②）などを指します。関連者とは法人であることを前提としています。そのため、発行済株式の 50%以上を直接保有する個人との取引は、関連者間取引に該当せず、本特例の対象外となります（図１①´）。なお、関連者に該当するかどうかの判定は、それぞれの取引が行われた時の現況によるものとされます。

2 つ目のポイントは、特定事項記載書類の内容です。関連者間取引のうち、契約書等に記載するべき事項は図２の通りです。つまり、契約書等においてこれらの記載事項が記されていない場合、その契約書等の内容を補うために特定事項記載書類の整備が必要となります。言い換えれば、元々の契約書等にすべての記載がされていれば特段の対応は不要です。

特定事項記載書類の未保存は、青色申告の承認の取消事由に該当します。仮に青色申告が取消されると、最大 10 年間の「赤字（欠損金）の繰越控除」や、前号で取り上げた少額減価償却資産の特例が適用できなくなるなどの弊害が生じます。関連者間取引がある場合は、一度契約書等の見直しをおすすめします。

※　費用の額の基因となるものに限ります。

山形事務所
審査部
早坂　賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。

【図 1】

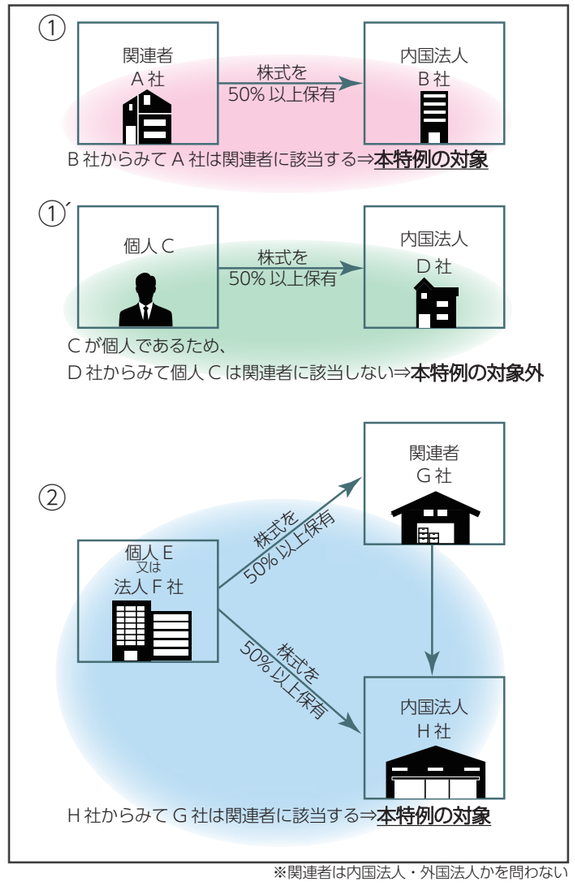


※関連者は内国法人・外国法人かを問わない

【図 2】

| | 関連者間取引 | 契約書等の書類への記載事項 |
|---|---|---|
| ① | 工業所有権等の譲渡又は貸付け（特許権、商標権など） | ・工業所有権等の明細<br>・工業所有権等の当法人において果たす機能<br>・対価の額の明細及びその設定の方法 |
| ② | 次に掲げる事業活動で、当社が当該事業活動に要する費用を負担することを定めている契約等に基づいて行われるもの<br>○関連者が有する経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝その他の事業活動<br>○関連者の資産を当社に使用させる行為、その資産の維持及び管理 | ・事業活動の内容<br>・費用の額の計算の方法 |
| ③ | 関連者が当社に対して行う経営の管理や指導、情報の提供など | ・役務の提供の明細及び内容<br>・対価の額の明細及びその計算の方法 |
| ④ | ②と③に類するもの | ・同上 |

# 取引先も納得しやすい価格転嫁の計算式

原材料価格や人件費の上昇が続く中、コストの上昇分を製品・商品・サービスの販売価格に十分に転嫁できない状況が続いています。一般の個人顧客を相手に商品やサービスを提供している飲食業や宿泊業などのサービス業では、不用意な価格転嫁によって顧客からの支持を失う恐れがあるため価格転嫁は決して容易なものではありません。一方、大手企業を取引先としている製造業では、公正取引委員会の定期的な価格転嫁調査※1の実施もあり、元請企業に対して価格交渉しやすい環境が整いつつあるようです。

しかし、価格交渉の末、ようやく価格転嫁が認められて新たな見積単価での取引が成立したとしても、中東情勢を受けた原油由来製品の価格上昇、人材獲得競争に伴う初任給改定や子ども・子育て支援金の納付開始による人件費の上昇、再エネ発電促進賦課金の改定による電気料金の上昇、日本銀行による政策金利の引き上げによる支払利息の上昇など、コスト増加要因は途切れることなく続いています。

公正取引委員会は「労務費価格転嫁指針」※2の中で、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストのうち、労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者と受注者に向けた１２の行動指針として取りまとめていますが、前述の通り価格転嫁すべきコストは人件費に限らず多岐にわたります。

2026 年 4 月 14 日付の日本経済新聞では、「中小にやさしい価格転嫁の計算式」として、産業用ロボット部品を鋳造する企業が独自に編み出した価格転嫁額を算出する計算式が紹介されています。

**【価格転嫁の計算式】**

① 最低賃金の伸び率 × 自社の労務費総額
　＝ 顧客に転嫁したい総額

② 総額を顧客の取引量に応じて各社に比例配分
　Ａ社〇〇万円、Ｂ社△△万円、Ｃ社□□万円…

③ 〇〇万円 ÷ Ａ社向けの取引量
　＝ Ａ社向け取引量あたり値上げ額

記事で紹介された企業の事例では、取引量に kg を用いているため、最終的には顧客ごとの 1kg あたり値上げ額を算出し、見積積算に反映させる形で価格交渉を進めています。この方法であれば、当社の賃金の詳細データを取引先に開示する必要もありません。

この事例では人件費に着目して価格転嫁額を算出していますが、電気料金やエネルギーコストなどにも応用可能です。取引量（kg 等）を用いるのが適さない場合は、売上高で比例配分する方法も考えられます。

たとえ計算式の③まで算定できなくても、①で価格転嫁すべき総額を見極めて、②で顧客ごとの値上げ額を算出できれば、価格交渉の目標値が明確になります。

価格交渉には必ず相手があり、すべてが自社の希望通りになるとは限りません。しかし、外部要因によって上昇した分のコストにどのように対応するかという基本方針は明確にしておく必要があります。顧客への価格転嫁によって売上高の増加を図るのか、効率化や省力化などの生産性向上によって吸収するのか、もしくは自社の利益を削って賄うのか、いずれかの方針で対応することになるでしょう。

今後とも企業経営を取り巻く様々なコストが上昇することが予想されます。一定の負担増加になってから価格交渉に臨むのではなく、コスト上昇の都度、少額ずつでも価格転嫁に向けた協議を積み重ねていくことが重要になるのかもしれません。

※1　公正取引委員会「価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」

※2　内閣官房　公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（改正 令和８年１月１日）

（参考・出典）

●日本経済新聞「労務費 価格転嫁スムーズ」（2026 年 4 月 14 日）

株式会社旭ブレインズ
コンサルタント　倉金　徹

経営コンサルティング業務に従事。
中小企業診断士
情報処理安全確保支援士
（登録番号第 001326 号）





# 令和 8 年度介護報酬改定

2026 年度（令和 8 年度）の介護報酬改定は、他産業との賃金格差是正や物価高騰への対応を背景に、2027 年度の通常改定を待たず前倒しで実施される臨時改定という位置づけのもと実施されました。全体の改定率は＋2.03%となり、「処遇改善加算の拡充」と「食費の基準費用額の見直し」が 2 大柱として位置づけられています。

**1. 処遇改善加算の拡充（2026 年 6 月施行）**

**【対象職種の抜本的拡大】**

従来の「介護職員」中心の配分から「介護従事者全体」へと対象が大きく拡大されます。看護職員、ケアマネジャー、生活相談員、事務職員など、現場を支える多様な職種への柔軟な配分が可能になります。

**【対象サービスの追加】**

これまで処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援（ケアマネジメント）などが新たに加算の対象サービスへと組み込まれます。

**【月額 1 万円ベースの賃上げ】**

2025 年 12 月から補助金（つなぎ措置）として先行実施されていた「月額 1 万円相当の賃上げ支援」を、介護報酬の仕組み（加算）へと恒久化して引き継ぎます。定期昇給分などを含め、最大で「月あたり 1 万 9,000 円」の処遇改善を目指す設計となっています。（図 1 参照）

2026 年度改定では、処遇改善加算の上位区分に、生産性向上や協働化への取り組みを評価する新たな区分が新設されます（Ⅰロ・Ⅱロ）。従来の区分よりも高い加算率が設定され、ICT 活用や連携法人への加入が要件となります。

◆具体的な要件

1. ケアプランデータ連携システムへの加入
2. 生産性向上推進体制加算の取得
3. 社会福祉連携推進法人への所属

**【適切な傾斜配分のルール化】**

職務内容や勤務実態に見合わない、一部の職員や同一法人内の一部事業所への著しく偏った配分は行わないよう明記されています。また、賃金改善の方法を職員に周知し、照会があれば書面等で分かりやすく回答することが事業所に義務付けられます。

**2. 基準費用額（食費）の見直し（2026 年 8 月施行）**

令和 7 年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、令和 9 年度改定を待たずに令和 8 年 8 月より基準費用額を一日あたり 100 円引き上げる改定が行われます。また、負担限度額についても第三段階①の利用者は一日 30 円、第三段階②の利用者は一日 60 円引き上げられることになります。（図 2 参照）

山形事務所
経営支援部
チームマネージャー
三沢　博美

一般の事業会社のほか、
医療関係及び社会福祉法人を担当。

図 1

| 【月額最大 1.9 万円相当の内訳（介護職員）】 | 月　額　目　安 | 内　　容 |
|---|---|---|
| ベースアップ | 10,000 円 | 幅広い賃上げ |
| 定期昇給 | 2,000 円 | 昇給相当 |
| 上位区分上乗せ | 7,000 円 | 生産性取組 |

図 2

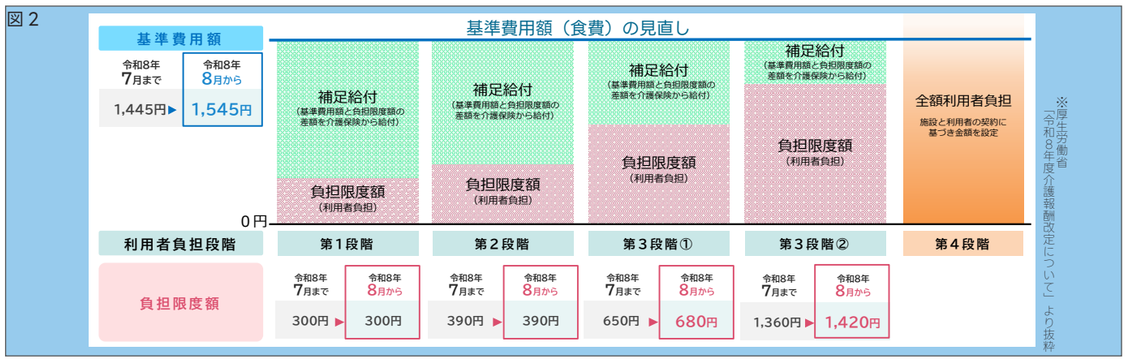

vol.55 あさひグループが注目する、地域の企業・自治体をご紹介します

# Focus チーム医療と医療連携で迅速な診断、治療を目指す

当院は 2022 年に呼吸器内科専門医クリニックとして開院いたしました。

また、当院は訪問リハビリテーションそらいろを併設しており、理学療法士、言語聴覚士が在籍しております。

一人の患者さんを、医師だけでなく、看護師、セラピスト、チームで支え、さらにはセラピストからケアマネジャーさんへ迅速な情報を繋ぐ。多職種の連携を大切にしています。

さとう花の森
呼吸器内科クリニック
呼吸器内科・内科・アレルギー科
訪問リハビリテーション
そらいろ

医療法人さとう花の森呼吸器内科クリニック
https://satohananomori-clinic.com
山形県山形市馬見ヶ崎 3 丁目 8-35
TEL. 023-615-8171

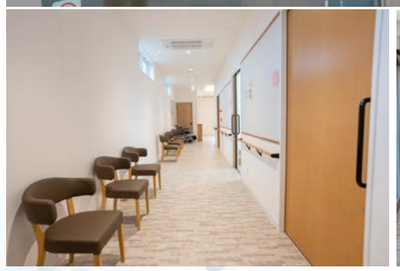

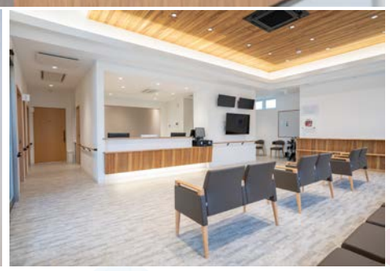

慢性呼吸器疾患の患者さんは、エネルギーを消耗しやすいことに加え、息切れを感じると活動性が低下しやすく、筋力低下、食欲低下、病態進行の悪循環に陥りやすくなります。

病院時代から、医師の力だけでは、慢性呼吸器疾患の患者さんの病態進行の抑制が難しいことを痛感してきました。

そこで、開業しても、外来で必要な患者さんにリハビリを届けたい。そんな思いで訪問リハビリテーションを開設しました。

自宅での呼吸器リハビリにより、入院後、早く元の生活に戻ることができるように支援する。自宅での呼吸状態悪化の早期発見とスムーズな医師、看護師への相談、受診へのアシストを叶えることができていると感じます。

感染症や疾患の急性増悪で来院される方を想定し、陰圧を整備した発熱外来の設置及び、多項目同時 PCR 検査、血液ガス分析装置、呼吸器系検査機器の充実を図っています。来院当日に患者さんに検査結果をお伝えしながら、診療方針をお話できるように心がけています。

山形大学医学部附属病院からの医師応援により、さらに病診連携がスムーズになりました。近隣の市中病院との連携にも恵まれ、必要な患者さんには積極的に CT 撮影や紹介も行うことができております。

開業当初は資金準備や経営管理、労務管理など、はじめてのことで心配が尽きず、連日、あさひ会計グループの社労士、税理士さん相談させていただき、大変お世話になりました。最近の出来事としては、法人化のために大変なご尽力を賜りました。

私たちはこれからも、クリニック、訪問リハビリテーションを成長させていかなくてはいけません。あさひ会計グループのスペシャリストの先生方にご意見を求めながら、進んでいけたらと思います。





## Report | 福島第一原子力発電所とその周辺自治体、関連資料館の視察研修に参加しました

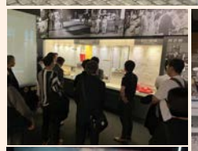

中間貯蔵施設内、震災当時のままの建物

東日本大震災および福島第一原子力発電所事故から 15 年が経過し、インフラ面を中心とした復興は依然として道半ばにあり、原発周辺の自治体において人口が震災前よりも大幅に減少していることが課題となっています。

このような状況を踏まえ、震災および原子力災害からの復興状況を正しく理解し、地域防災や復興に関わる地方自治体の現状についての知見を深めることを目的として、福島第一原発周辺自治体および関連資料館を巡る視察研修が 5 月 31 日（日）～ 6 月 1 日（月）の 2 日間に渡り実施され、あさひ会計からも 6 名の職員が参加いたしました。

本研修では、現地の町長、副町長、自治体職員の方々による説明や資料館における展示見学を通じて、災害対応の実際、復興に向けた各種施策、さらには地域コミュニティ再生の過程について学ぶことができました。現地を訪れることで得られた知見や気づきは、今後の業務改善や地域支援の在り方を検討するうえで大きな示唆を与えるものになると感じました。

**山形 地方創生 1 部　香川 倫幸**

社会人 1 年目に起きたあの東日本大震災から早 15 年が経ち、薄れゆき忘れ去られつつある悲しい記憶や教訓と、それを後世に残そうとする人たちの心に触れ、改めて「いま、私たちになにができるか」を見つめなおし、考えさせられる経験となりました。

除染土処分、風評被害、廃炉、帰還と課題はまだまだありますが、それ以上に“新しいまちづくり”に対する希望や、それに取り組む人たちの熱意を感じることができました。また訪れたくなる、これからの進歩・発展が楽しみな地域の一つとなりました。

**山形 地方創生 2 部　佐藤 慶弥**

今回視察した双葉町と大熊町は、原発事故により長期間の全町避難を余儀なくされ、特に双葉町では 10 年以上も居住者がゼロであった。大震災から 15 年たった現在、復興はまさに始まったばかりという印象を受けた。

**仙台 経営支援 5 部　田下 稜**

実際に大熊・双葉を歩いて、復興が「過去の出来事」ではなく今まさに進んでいる現在進行形なのだと体感しました。

今回見聞きしたことを、自分の言葉で周りに伝えていくことが、まず自分にできることだと感じました。

**仙台 経営支援 4 部　東海林 加寿美**

長い期間の全町避難を余儀なくされ、ようやく復興に向けた取り組みが始まったものの、その区域はまだまだ限定的であるという現状を目の当たりにし、胸が痛みました。今後のまちづくりへの取り組みに引き続き注目していきたいと思います。

**山形 地方創生 2 部　戸田 匡彦**

東日本大震災から 15 年が経過した現在、復興はまだまだ道半ばであると感じました。帰還困難区域が広い割合を占め、放射性物質で汚染された土壌の処分といった問題が多く残されています。しかし、そのような状況でも地域の方々は将来を見据え、今できることに力を注いでいる姿勢に学ぶものがありました。

**仙台 相続サポートセンター　真鍋 雄至**

いまだ帰還困難区域が町の多くを占め、原発事故の爪痕の深さを改めて実感しました。一方で、町役場の方々から、町の現状と今後の展望などを伺い、力強く前を向く復興への歩みを感じました。

# ウズベキスタン

公認会計士・税理士 栗田健一

ウズベキスタンを訪問してきた。「ウズベキスタンってどこにある？」「何しに行ってきたの？」とか、「ウズベキスタンは美人の宝庫だよ！」とか、様々な疑問と貴重な情報を頂きながら訪問してきたウズベキスタンについて、語ってみたい。

ウズベキスタンはカスピ海の東側に位置する中央アジア５か国（カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン）の１つであるが、５か国の中では最大の人口（3786 万人）を誇っている。平均年齢は 29 歳、2025 年の経済成長率は 7.7%で首都タシケントは人口 300 万人で中央アジア最大の都市だ。

一方日本は、あさひ会計の本拠地がある山形県を例にとると、人口はついに 100 万人を割り、人手不足企業の割合は 48.9%に達しており、2024 年 10 月末で山形県内の外国人労働者は約 7600 人と年々増えている。そこで山形県は外国人労働者の供給元としてモンゴル、インド、ウズベキスタンの３カ国を重点提携先として位置付けているが、モンゴルは総人口が約 360 万人と日本への転出余裕は少ない。インドは今や 14 億 8 千万人と世界最大の人口を誇るが、大手仲介業者が進出しており山形県独自の労働者受入れルートの開拓は容易ではない。それに対してウズベキスタンは労働者として日本へ来ている特定技能者は 2024 年 12 月現在 72 名と拡大の余地が大きい。さらには 2025 年 6 月ウズベキスタン移民庁と日本の関係機関が「日本向け 1 万人送出プロジェクト」に合意している。

そこで、ウズベキスタンの大統領令に基づく要請を受け同国で起業家育成プログラムを実施している山形大学の小野寺忠司特任教授のご案内でウズベキスタンの JICA( 国際協力機構 )、UJC( ウズベキスタン日本センター )、JETRO、移民庁、デジタル技術省（大臣顧問桜井明博氏）等を訪問してきたのだった。

ウズベキスタンの主要産業は綿花栽培だ。天然資源に恵まれ、天然ガス、ウラン、金などが豊富であるが一次産業が主体の経済であり、二次産業、三次産業へと産業の高度化が課題となっている。

また、ウズベキスタンは「日本に片思いしている国」と評されているが、戦後日本人捕虜が建設したナヴォイ劇場が 1966 年のタシュケント地震で市内の建物の 7 割が倒壊したなか無傷で残り、避難所として機能するなど日本人抑留者の誠実な仕事ぶりが評価されている。

ミルジヨーエフ大統領は昨年 12 月の 6 年ぶりの訪日で高市首相と会談し、両国関係を“次世代に向けた拡大されたパートナーシップ”に引き上げる共同声明に署名している。大統領は帰国後、「日本は終わった国ではない、まだまだ学ぶ点がおおい。」と日本との関係強化を指示したと言われている。ウズベキスタン滞在中、サッカーのワールドカップでウズベキスタンの試合があり残念ながら敗れたのだが、次の日の新聞にウズベキスタンのサポーターたちが日本人サポーターに倣ってスタジアムのゴミを片付けていたとの記事があったと現地の人が教えてくれた。

山形大学はウズベキスタンから留学生を受け入れ、卒業生を県内企業に就職させてウズベキスタンとの好循環スキームを確立すべく先行した全国モデルの構築を山形県に提案している。

山形県内で外国人労働者の受け入れに成功している企業の共通点は、まずは留学生を社員として受入れ、幹部として育て、その企業の文化や仕組みを習熟したのちに外国人労働者を受け入れてその幹部の下で日本人とのコミュニケーションを図っている点だ。外国人労働者が孤立すると日本人とのコミュニケーションが噛み合わず、力を発揮できない結果となっている。その点では大学、行政、企業が一体となって将来避けて通れない外国人労働者との絆を高めて行く必要があるのだろう。

最後に、ウズベキスタンは本当に清楚な美人の宝庫だった。と同時に当たり前の話だが爽やかな美男子の宝庫でもあった。



# SEMINAR

あさひ会計ホームページの What's New「セミナー情報」をご覧ください。
会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

## 『成長戦略・事業承継　個別相談会』

参加費：無料

共催／日本Ｍ＆Ａセンター

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
Ｍ＆Ａ・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制　※Zoom を利用した WEB 形式の面談も可能です。

【山　形】
7月　8日(水)
8月　7日(金)

【仙　台】
7月　9日(木)
8月 12日(水)

◆時間：各会場共通

① 9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

## 『相続個別相談会』

参加費：無料

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、
相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方と　そのご親族様に限定させていただいております。

【山　形】0120-652-144
山形相続サポートセンター

【仙　台】0120-954-883
宮城相続サポートセンター

◆開催日時：各会場共通
7月 16日(木)
8月 20日(木)

＊1 回目／ 10:00 ～　＊2 回目／ 14:00 ～　いずれも 1 時間程度

## 事務スタッフ向け『自動化・デジタル化セミナー』

参加費：無料

『明日からできる、地に足がついたデジタル・自動化』をご紹介。
元事務職だった講師が、業務目線で方法や事例をお伝えしていきます。

講師：カスタマーエクスペリエンス　大渓　明日香 Microsoft MVP

【Web セミナー／ Teams】
Power Automate for desktop 編
7月　7日(火)

◎プログラム
・Microsoft の自動化、デジタルツールのご紹介
・活用事例
・操作実演
・当社サポートメニューのご紹介

◆時間：15:00 ～ 16:00
◆定員：30名

※このセミナーは、Power Automate for desktop・Power Automate・Power Apps を月替わりで取り上げています。詳しくは、ロボ研 HP をご覧ください。

ASAHI
Research Institute

医療法人さとう花の森呼吸器内科クリニック（P7 参照）

Beyond vol.67

2026 年 7 月　発行

発行元／あさひ総研
山形　〒990-0034　山形市東原町 2-1-27
TEL：023-631-6521
仙台　〒980-0804　仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4 F
TEL：022-262-4554

https://asahi.gr.jp